

令和6年6月26日

丹波市議会議長 垣内 廣明 様

民生産建常任委員会  
委員長 大西 ひろ美

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会会議規則第109条の規定により報告します。

## 1 調査事項

障がい福祉に関する事項

## 2 調査の目的

民生産建常任委員会において、障がい福祉に関する制度設計や中身について疑義が投げかけられ、委員間協議する中で調査の必要性を検討した。その結果、障がい福祉の中でも、主に障がい児や療育に関しての課題がみられたため、障がい福祉に関する事項を調査すべき所管事務調査とした。

## 3 調査の経過

### (1) 本件の経過

○令和4年12月20日

民生産建常任委員会において、障がい福祉に関する課題提起がされ、所管事務調査として決定

○令和4年12月26日

第126回定例会において「障がい福祉に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決

○令和5年1月26日

今後の進め方、市当局への聞き取り内容について委員間協議

○令和5年2月7日

市当局（副市長、健康福祉部、健康・子育て担当部長等）より、①障がい者（児）への支援の進め方について、②保育所等訪問支援の概要等について、③障がい者（児）のサービス利用実績について、④まごころ、もみじのあり方（考え方）について、⑤まごころ、もみじにおいて当事者や関係者（保護者・事業所等）の声について聞き取り調査、今後の進め方等の委員間協議

○令和5年3月9日

こども発達支援センター視察調整

○令和5年3月16日

今後の進め方について委員間協議

○令和5年3月29日

第128回定例会において「障がい福祉に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決

○令和5年5月11日

相談支援事業所との懇談会

○令和5年5月17日

こども発達支援センター、通所支援事業所もみじ現地調査

○令和5年5月21日

懇談会・現地調査の振り返りと今後の進め方について委員間協議

- 令和5年6月27日  
第130回定例会において「障がい福祉に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決
- 令和5年7月4日  
今後の進め方について委員間協議
- 令和5年7月28日  
利用者ヒアリングと行政視察について委員間協議
- 令和5年8月30日  
利用者ヒアリングの実施
- 令和5年9月13日  
利用者ヒアリングの振り返り
- 令和5年9月29日  
第131回定例会において「障がい福祉に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決
- 令和5年10月10日  
行政視察について内容確認
- 令和5年10月20日  
岡山県総社市行政視察（障がい者千五百人雇用事業）
- 令和5年10月31日  
視察報告書案調整
- 令和5年11月13日  
視察報告書案調整
- 令和5年11月29日  
視察報告書案作成
- 令和5年12月13日  
議会運営委員会において、「障害支援区分認定調査及びサービス支給量等に関する陳情書」を、所管事務調査中の「障がい福祉に関する事項」の中で審査することを決定
- 令和5年12月19日  
障がい福祉に関する事項の課題整理について委員間協議、「障害支援区分認定調査及びサービス支給量等に関する陳情書」について市当局の考え方を聞き取り調査することを確認
- 令和5年12月25日  
第132回定例会において「障がい福祉に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決
- 令和6年1月31日  
「障害支援区分認定調査及びサービス支給量等に関する陳情書」についての市当局（障がい福祉課）の考え方について聞き取り調査、障がい福祉に関する事項の課題整理

- 令和6年3月6日  
委員会調査報告書案作成、委員間協議
- 令和6年4月25日  
委員会調査報告書案について委員間協議
- 令和6年5月14日  
委員会調査報告書案について委員間協議
- 令和6年6月19日  
委員会調査報告書案 最終確認

## (2) 市当局からの聞き取り内容

### ア 障がい者（児）への支援の進め方について（障がい福祉課）

申請からサービス利用までの流れとして、窓口は、障がい福祉課窓口と民間相談支援事業所（全12か所、うち障がい児対応9か所、令和6年3月現在）で行っている。相談支援専門員は、障がいのある方が地域で生活をしていくための支援を行う重要な役割を担っている。

モニタリングについては、利用者のサービス等利用計画の目標達成度や支援の効果等を確認し、生活実態とサービスがマッチしているかどうかをチェックするために行っている。サービスの内容により、モニタリングの回数は1か月毎、2か月毎など、様々である。モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施している。この場合、計画作成費のみを支給している。

### イ 保育所等訪問支援の概要について（障がい福祉課）

保護者からの依頼に基づき、訪問支援員が学校等集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために、専門的な支援を行うものである。認定こども園、小学校などに在籍している障がいのある園児・児童・生徒が対象となる。

サービスは、障がい児本人に対する支援、訪問先施設のスタッフに対する支援がある。連携する機関は、利用契約者（保護者）、障がい児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所、関係機関（当該園児・児童・生徒が在籍する認定こども園や学校等）である。

対象事業所としては、丹波市通所支援事業所もみじと民間事業所の3か所（令和6年3月現在）である。

### ウ 障がい者（児）のサービス利用実績について

（令和6年3月末現在 障がい福祉課）

令和5年度において、相談支援事業所の利用が、障がい児では、丹波市相談支援事業所まごころで月平均28.6人（支給決定者113名）、民間で月平均33.5人（支給決定者120名）が利用している。障がい者は、民間で月平均133人（支給決定者579名）が利用している。

サービス提供実績では、児童発達支援において支給決定者は79名で、丹波市通所支援事業所もみじでは月平均24.5件、民間で月平均55件の利用実績である。放課後等デイサービスにおいて支給決定者は153名で、丹波市通所支援事業所もみじでは月平均56.3件、民間で月平均183.2件の利用実績である。

保育所等訪問支援において支給決定者数は45名で、丹波市通所支援事業所もみじでは、月平均11.1件、民間では月平均7.8件の利用実績である。

エ 丹波市相談支援事業所まごころ、丹波市通所支援事業所もみじのあり方(考え方)について(子育て支援課)

設置当初(平成24年4月)市内に丹波市相談支援事業所まごころ・丹波市通所支援事業所もみじと、民間事業所1か所がサービスを提供していた。平成26年以降、順次市内にも民間の障がい児相談支援事業所、障がい児通所支援事業所が複数開設され、利用者が複数の事業所から利用契約先を選択できるようになってきたが、丹波市相談支援事業所まごころにおいて、利用希望児童が必要な支援を迷いなく受けることができるようにという配慮から、丹波市通所支援事業所もみじへと、受け入れを進めていた。

丹波市通所支援事業所もみじは、民間の事業所では対応困難な、医療的ケア等特別な支援が必要な児童の受入れ、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による訓練の実施、利用希望児童が必要な支援を受けることができるよう市内民間事業所と連携・協力しながら、公の責任として受入体制を進めているところである。

オ 丹波市立こども発達支援センター、丹波市相談支援事業所まごころ及び丹波市通所支援事業所もみじにおいて、当事者や関係者(保護者・事業所等)の声に対する対応について

丹波市相談支援事業所まごころにおいては、障がい児支援利用計画の作成時やモニタリング実施時等、様々な場面で利用契約者(保護者)との面談を実施している。利用者や通所支援事業所等の声については、福祉サービス等の担当者からなる「サービス担当者会議」を主催し、利用契約者(保護者)、障がい児通所支援事業所、関係機関(当該園児・児童・生徒が在籍する認定こども園、学校等)の職員等と当該児童に関する状況確認や支援方針の協議等を実施し、把握している。他の相談支援事業所では、市内の相談支援事業所の担当職員による「相談支援事業所連絡会」において、各事業所の利用状況等情報交換を月1回実施している。

丹波市通所支援事業所もみじにおいては、利用契約者(保護者)に兵庫県(指定権者)が定める項目に基づいたアンケートを配布し、事業所の評価を年1回実施している。アンケート結果や兵庫県が定めるチェック項目に基づいた事業所自己評価を行い、結果を市ホームページで公表している。また、利用契約

者(保護者)と定期的に面談を行い、児童の支援方針等の協議や情報共有をしている。

(3) 相談支援事業所との懇談

市との連携において特に問題はないとの意見が多かった半面、市内において、重度の障がいのある方への支援が不足しているとの意見もあった。また、受給者証から療育手帳取得にかかる手続き等についての広報周知が不足しているようであり、学校との連携が重要であるとの声もあった。

利用者に関しては、十分な支給量が出ないので増やしてほしいという意見があった。

(4) 丹波市立こども発達支援センター、丹波市通所支援事業所もみじ現地視察

健康センターミルネ内にある施設を視察し、事業内容の説明を受けた。学校在学中の発達に課題のある子どもに対して、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を行い、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供している。

(5) 利用者ヒアリング

丹波市視覚障害者福祉会、支援ガイド、丹波ろうあ協会、手話通訳士、手をつなぐ育成会、木の根会家族会の方々からご意見を伺った。

意見として、丹波市視覚障害者福祉会と兵庫県視覚障害者福祉協会の連携が出来ておらず、市としての窓口を作って欲しい。同行援護従事者のヘルパーが高齢化し、ヘルパーの人員不足があるので、同行援護従事者講習会を開催して確保に努めて欲しい。行政窓口到手話通訳士、若しくは手話通訳者の配置が必要であるとの意見等があった。

(6) ヒアリングを終え、市当局への質疑

相談窓口での手話通訳士が不在であることについて、相談窓口での意思疎通支援者は令和4年度で退職され、後任が見つからない状態である。手話通訳者の利用については、丹波市意思疎通支援者派遣事業実施要綱により、自宅を出発したところから利用料が発生している。ヘルパー料金については、65歳を過ぎると介護保険適用となるため有料となり、大きな負担となっている。有料を原則としているが、例外もある。

(7) 行政視察(岡山県総社市)

行政視察を行った、岡山県総社市総合計画では、目指す都市像、基本理念、目指すべきまちの在り方や基本目標は、誰にもわかりやすく表現されており、「生まれて育ち、教育する」、「就労、社会に出る」、「老い、死んでいく」という障がい者の人生の3段階を明確に掲げて取組み、障がい者も一生を豊かに暮

らしていく安心感を与えている。

また障がい児にとって、ただ園や学校を卒業することがゴールではなく、将来社会に出て働くことができるようになることを一つの目標とすることで、教育、療育の質の向上にも繋がっている。特に障がい者が、社会の一員として仕事をして賃金を稼ぐことは、本人や家族にとって大きな喜びであり、「障がい者千五百人雇用事業」を市が掲げて、実際に多くの雇用を生み出してきた。

「生まれて育ち、教育する」として、総社市が行う「個別支援チェックシート」等は全員が対象とされており、特別視するのではなく、その子の発達をサポートするにはどうすべきかという視点で取り組まれている。また「就労、社会に出る」では、ハローワークにおいて、市職員も常駐し「就労支援ルーム」が設置されている。そこでは、個々に応じた支援体制があり、雇用と施設外就労、委託、商品販売の4点が行われている。

仕組みを市内外に広く伝え、総社市ブランドを確立している。経費もかかるが、未来を見据え、市内の経済が回る環境が構築され、市民がやさしくなる、職場の雰囲気良くなるなどの好循環があり、人口転入増にもつながっている。

市の広報活動では、障がい者の理解を深めるため、広報紙の表紙や特集などで障がい者雇用をPRし、転入者にも総合計画を配布し、まちの未来をしっかりと市民に伝える取組をしている。市民にわかりやすく情報発信することは重要である。障がいの有無にかかわらず享有する人権を尊重するためにも、障がい者雇用を促進させることは、丹波市でも有益であると考えている。

(8) 「障害支援区分認定調査及びサービス支給量等に関する陳情書」についての市当局への聞き取り調査

ア 認定調査を相談支援専門員に外部委託してほしい

社会福祉士の市職員がおり、調査は一定の基準で行っている。家族、支援員にも意見を聞き、時間をかけて確認している。一律に公平公正である。今後においても、しっかりと聞き取り書き込んでいく。

イ 家庭の事情に合わせたサービス支給量にしてほしい

相談支援専門員が計画を立て、一定量を超えると、審査会に意見を聞き、決定している。審査会の決定通りではなく、本人確認し、市で判断したこともある。支給量については、一定の基準で相談し、工夫はできないかと検討しているところである。サービスに関して、代替案を提案することもある。

ウ 地域生活支援事業の利用者負担額算出根拠を障害者個人の収入で計算してほしい。

障害者総合支援法、障害福祉法に基づき、全体のバランスをみて支給しているため、制度で認められないこともある。

4 調査の結果

本件は、令和4年12月から令和6年6月にわたり、障がい福祉に関する事項と

して、おもに障がい児や療育について所管事務調査を行った。

国において、平成 17 年施行の障害者自立支援法は、平成 25 年に障害者総合支援法へ改正され、「自立した日常生活」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活」へと改正された。

本市では、基本方針となる「丹波市総合計画」や関連計画とも整合性を図りながら、「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」が進められてきており、令和 6 年度には、「第 4 期丹波市障がい者基本計画」「第 7 期丹波市障がい福祉計画」「第 3 期丹波市障がい児福祉計画」が策定され、今後 6 年間の取組を進めるところである。

しかしこれまでの調査において、障がい者支援におけるモニタリングの重要性、情報発信の必要性、保育所等訪問支援の活用、家庭・福祉・教育・医療・支援事業所の連携等に課題があり、本市においては障がい者が享有する人権を尊重する政策へとつながっていない部分も見受けられる。

障がい者はとりわけ弱い立場におかれがちであるからこそ、人権尊重の視点が、不可欠である。SDGs にも示されている「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、政策への転換を進めるべきである。

以上の点から以下の提言を行う。

## (1) 人権を尊重することを目的とした政策への転換

### ア 丹波市障害者総合支援条例の目的に、障がい者（児）の人権尊重を明記すること

障害者総合支援法の目的には「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活」との記載があるが、丹波市障害者総合支援条例においてはその記載がない。また、その目的に対する理解不足が見られたり、実際に障がい者の人権が尊重されていない障がい福祉サービスが見受けられたりした。

そこで、障がい者の人権が尊重される政策を展開するために、丹波市障害者総合支援条例の目的に人権尊重を明記することを検討されたい。

## (2) 市役所内外の連携を強化

### ア 各関係機関の連携を推し進めること

行政組織が「縦割り」であり、部署間での連携が不足している状況である。特に障がい児は障がい福祉サービスだけでなく、保育機関や教育機関との連携が必要不可欠であるが、本市においては家庭－教育－福祉の連携を強化する兵庫県のガイドライン「トライアングルプロジェクト」が十分に活かされていない状況にある。療育など障がい福祉の情報が保育機関や教育機関からも提供できるようにする等、更なる連携を図られたい。

また、日々の暮らしを支える福祉サービスは様々な機関との連携が必須である。市当局は民間との協働による連携も推し進め、障がい者の人権を尊重した体制づくりを検討されたい。

イ 保育所等訪問支援の取組を推進すること

認定こども園や小学校での保育所等訪問支援は行われているが、中学校においては利用が少ない。丹波市は平成 28 年度まで療育と保育の両方は受けられなかった経緯もあることから、中学校でも保育所等訪問支援を求める生徒に対しては、適切に支援が受けられるよう取組を推進されたい。

(3) 情報発信と見える化

ア 情報発信の充実を図ること

民間の障害福祉事業所が設立されたにもかかわらず、市ホームページ上で 1 年以上市民に公開できていなかったり、障がい児が利用できる相談支援事業所一覧を利用者側へ知らせる方法が部署ごとで統一できていなかったり、本市においては障がい者に必要な情報が適切に届かない状況があった。そのため多くの障がい者が「情報弱者」となっており、結果的に必要な支援に繋がらなかったことが懸念される。

利用者目線の情報を発信し、公平公正に必要な情報が届くよう、取組を推進されたい。

イ 切れ目のない生涯を通じた支援制度の構築を進め、市民に見える化すること

行政視察を行った総社市では、人生を 3 段階に分け、それぞれの段階において障がい者を支援し、一生を安心して過ごせるように構築されている。さらにそれを見える化することで、障がい者本人や、障がいのある子を持つ親の安心感を生んでいる。

本市においても障がい者の生涯を通じた支援制度の構築と、その見える化を図り、障がい者やその家族の安心が得られる取組を進められたい。

(4) その他、障がい者に寄り添った施策への転換

ア 障害支援区分認定調査を相談支援専門員に外部委託することも検討すること

障害支援区分の認定に対し、実際よりも軽度の認定が出ているのではないかとの意見もあった。障がい者の実態を正確に書き込み、かつ公平公正な認定調査になるように、障害支援区分認定調査の外部委託も検討されたい。

イ 家庭の事情に合わせたサービス支給量に応えるべく努力すること

母子家庭等家庭の事情は様々で、家庭で障がい者のサポートをする力には差異がある。そのため、サービス支給量を障害支援区分のみで一律に決めることは、障がい者の人権を十分に尊重できない可能性も含まれる。障害支援区分認定調査会の意見を参考にしながらも、最終的には行政が障がい者の人

権を尊重し、一定の基準に基づいたサービス支給量を決定されるよう努力されたい。

ウ 利用者が市内でサービスを受けられるよう、事業所の充実を図ること

現在、放課後等デイサービスを行う事業所が一時的に不足し、障がい児が療育を受けにくい状況も伺える。また重度障がいのある車いす生活者に対する訪問入浴介護の事業所や、医療的ケアが必要な短期入所施設が市内に不足しているため、当事者は市外のサービスに頼らざるを得ず、家族の日常生活にも大きな負担がかかる。

これら不足しているサービスが市内で受けられるよう、市当局は事業所が充実するよう努力をされたい。

エ 利用者に最適な障がい福祉サービスが提供できるよう、モニタリングの質を担保すること

モニタリング報告書が2年近くもほぼ同じで、サービス等利用計画の見直しがなされていなかった疑いのある案件があった。市当局としては、相談支援専門員がモニタリングを行い、それに対する請求をすることでモニタリング完了とし、モニタリングの内容についての確認は行っていないとのことであり、モニタリング報告書の提出も不要としている。

しかし、モニタリングは利用者が最適な障がい福祉サービスを受けるため大変重要な業務である。特に障がい児にとっては発達段階で心身ともに日々変化していく状況であるため、その重要度は高まる。

人材不足等によりモニタリングの確認が実施できないのであれば、民間へのアウトソーシングも検討するなどし、モニタリングの質を担保されたい。

オ 手話通訳士・手話通訳者を早期に窓口に配置すること

令和5年度から窓口での手話通訳者が不在の状態である。聴覚障がい者の人権が尊重され、この地域社会で安心して暮らしていくためには、行政との意思疎通がスムーズに行われることが必要不可欠である。

手話通訳士もしくは手話通訳者の配置に向けて、早期に対応されたい。